

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第8回全体会 議事録

日時：平成24年3月28日（水）14：00～16：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○障がい福祉課管理係長 皆さんお待たせしました。ただいまから新潟市障がい者地域自立支援協議会第8回全体会を開催致します。私、司会役を務めます、新潟市障がい福祉課管理係長の倉と申します。宜しくお願い致します。それでは開会に当たりまして、新潟市福祉部の阿部部長より挨拶を申し上げます。

○福祉部長 どうも皆さんごめんください。阿部でございます。今日は年度末の押し迫ったころこうやって、お集まりいただきまして、お忙しい中ありがとうございます。自立支援協議会ですが全体会でいうと8回目でございます。平成20年3月に全体会をスタートさせてから、今日にいたっているわけですが、昨年度からは地域の課題により密着したことをやれないかということで、区の自立支援協議会というものを立ち上げさせていただいております。今年は8月から運営事務局会議の機能も強化しまして、全体的な改善、具体的に何をやっていこうとか、そういうことについて一生懸命やれるような自立した協議会になるよう努めているところでございます。また、21年度9月からこども部会を開催させていただきました。今日はそれからいろいろご議論いただいた報告があると伺っておりますのでよろしくお願いたします。今日の全体会で、皆さんの任期が今日までということで長い間ありがとうございました。また、新年度新たにお願する方、引き続きお願する方、いろいろ出てくるかと思っておりますけれども、どうぞそのときはまたよろしくお願したいと思っております。皆様方のご経験と、そして地域でのいろいろな活動を通していろいろご意見をいただければと思っています。ありがとうございました。あと私ごとではございますが、この3月で定年退職ということで本日で皆様とこうしてお会いするのが最後となります。4月からも引き続き役所で少し残ることになりましたので、いろいろな場面で皆さまからいろいろな場面でご協力いただくことがあるかと思っておりますが、よろしくお願いたします。それでは今日は本当にありがとうございました。

○障がい福祉課管理係長 はい、ありがとうございました。それでは会議に入りますが、会議を進行する前にお手元の資料の方確認をお願いいたします。本日の次第。参加者の名簿。皆さまの座席表。それから資料が何種類かございまして、資料1 こども部会最終報告。資料2 運営事務局会議からの報告。資料3 特別支援学校進路検討部会について。資料4 緊急時の夜間支援の課題について。資料5 新潟市地域移行支援推進会議について。資料6 平成24年度当初予算事業説明書。資料7 第2次新潟市障がい者計画 第3期新潟市障がい福祉計画（概要版）。資料8 同じく障がい者計画障がい福祉計画。それから参考資料として

区自立支援協議会の報告ということでございますが、お手元でございますでしょうか。なお、本来であれば事前送付をさせていただくところでございましたが、本日、当日の配布となってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。なお、本日の会議につきましては、議事録を作成する関係上テープ録音をご了承いただきますようお願い申し上げます。ご発言の際にはマイクをご用意いたしますので、お手数ですが挙手をさせていただきまして、発言をお願いしたいと思います。なお、本日の出席者でございますが、参加者名簿のとおりとなっております。各自ご確認いただきたいと思います。それでは今後の議事につきましては山賀会長の方に進行をお渡しいたしますのでよろしくをお願いいたします。

○山賀会長 おつかれさまです。ポプラの家の山賀です。よろしくどうぞお願いします。それでは次第に従いまして、議事を進行させていただきますのでご協力をお願いいたします。それでは議事3（1）こども部会の報告に移ります。平成21年3月の第3回全体会で部会設置を承認していただきまして、設立した経緯がございますけれども、本年3月までの約2年6か月間、障がい児のライフステージごとの課題や改善のための施策に関する議論をしていただきました。本日は最終報告の運びとなっておりますので本田部会長より報告をしていただきます。それでは報告をお願いいたします。

○本田部会長 皆さん、こんにちは。こども部会の部会長を務めさせていただきました本田と申します。9月の時に中間報告をさせていただいて、3月ようやく最終報告という形がまとまりましたので、この場で報告させていただきたいと思います。すいません。座らせていただきます。今、会長の方からも話がありましたが、2年6か月15回にわたって議論を重ねてきました。そして、0歳から18歳までのライフステージをどう途切れない支援で繋いでいけるのかというようなことが大きな命題として課せられていました。ただ、こども部会のメンバーというのが、乳幼児期人関係している人から、成人の施設の関係者まで幅広い人を集めての議論でした。それでまず、それぞれの期の現状認識を一緒にするという辺りから始まりましてのでかなり長い年月がかかりました。それで後ろの開催概要の7ページのところをまずご覧ください。それぞれの期にそれぞれの特徴がありまして、私たちは関係者だけでなくその都度、例えば第4回目には東條先生から乳幼児期の健診の問題提起をいただいたり、学齢期ではひまわり、学童保育の中に発達障がいの方がいっぱいいるというような話で、こども未来課の職員の方から問題提起をいただいたり、あと学齢期の問題になりますとどうしても長期の休み、放課後問題というようなことがありまして、そこを提供してくださっている事業所さんから問題提起をいただいております。そして最近では第10回に高等特別支援学校の進路の先生から進路の状況についてお話を伺っております。そういう風なことをやりながら、議論を進めてきました。それでまず、乳幼児期、学齢期、移行期という大きく3つの期に分けて現状について話し合いまして、乳幼児期についてはそこに3つの丸なんですけれども、そういう風な現状として今の状態と

いうのを共通認識いたしました。それで、やっぱり障がいについては診断告知が早期に行われるようになってはいるんだけど、継続的な療育の場がないのではないかということと共に、今更に問題なのはいわゆるここにグレーゾーンと書きましたが、診断がはっきりしない、ただども集団生活がなかなかついていけないという子どもさんの問題が実はこっちの数って多いんですよってということも言われて、今実際に支援が必要なんだけど、療育が必要なんだけど、療育につながらない子どもさんの問題が出てきました。そしてこの時も、重症心身障がい児者の点について、よそはみんなケアマネジメントでいろんなサービスがつながっているのに、重症心身障がい児者については親御さんが自らセルフマネジメントをしている現状だよというようなこともこの場で話されました。ただ、重症心身障がい児者につきましては、前回、重心ワーキングの方で報告させていただきましたので、今回は乳幼児期の課題としてここに挙げてあります。この中で、課題と改善策ということで、まず診断があった後は療育のところにきちんとつなげていく体制が必要だよねということで、私たちは障がい福祉の現場からこの問題を議論したんですけれども、やはり母子保健行政というのがこの期は大きな課題になるだろうという風な認識は一致しまして、たまたま昨日あったと思うのですが、新潟市の発達障がい者支援体制検討委員会の療育体制検討部会というのが同時期に進んでおりました。そこで昨日答申が出されたと思いますので、その答申に従って早急に療育体制を整備して欲しいという風に思います。更に議論の中で敷居の低い相談が必要ではないか。私たちは障がい者の相談をするという風に謳っているのですが、障がい者という名前が付くということでなかなか相談に繋がらないケースもあるよねということで、敷居の低い相談、療育の場が欲しいということを思っています。下のところに書きましたが、西区の黒埼で子育て支援センターほほえみさんがやっている「あのね」という療育教室とか秋葉区でも「たんたん」という名前で子育て支援センターが療育をやっている。そういうところが敷居が低くてお母さんと子どもさんが入りながら、一緒に遊びながらできるというようなこういう体制が整備できるという風に思っています。それから、障がい児の支援コーディネーターが2区に1人配置されました。それで障がい児の支援コーディネーターを有効に使っていただいて、障がい児のいろんな不安だとか、療育だとかというところを繋いでいく役割を果たさせたいなと思っています。それから、乳幼児期は学校に繋がる時期でもあります。入学支援ファイル等を使いながら、学校へスムーズに移行できるような支援も必要ではないかということで報告をさせていただきます。更に学齢期ですが、学齢期の現状はそこに書いてありますように小学校入学のときに学校というところが主になりますので、それまで関わっていた保健師さんの支援が途切れてしまうのではないかということ。あと、学校でもいろいろ問題を抱えている人が多いんだけど、なかなか学校の中だけで解決をしようとしている。ただ、家族が関わる問題については、もうちょっといろんなところからの応援があった方がいいよねとか、まあこれは現状なんですけれども、発達障がい児の増加とともに関係者のスキルアップですとか、ここでもやはり医療行為の必要な人たちの問題が出てきました。学校に保護者が

滞在しなければいけない負担の大きさということも、ここでも出てきました。それから学齢期の問題としては、先ほども言いましたが、放課後・長期休暇の際、彼らの過ごす場所として絶対的に場が不足しているよねという現状が出されました。それに対して、特に医療の問題につきましては、なかなか福祉のサイドだけでは解決できる話ではありません。ただ、課題があるということもここできちんと明記した上で、重症心身障がい児の地域生活モデル事業というのが国から示されたりしていますので、いろいろな動きを見ながら個々に解決できる問題は解決していかなければならないと考えます。それから、特に放課後・長期休暇の問題につきましては、新潟市は児童デイサービスが本当に数が少ないと思っております。それで、是非とも放課後等デイサービスを新潟市としても積極的に作る働きかけをしていただきたいと思っております。その際、放課後・長期休暇につきましては福祉サイドだけでなく、やはり学校との連携の中でそれぞれが何ができるかということも今後検討していけるといいなと思っております。それから移行期です。移行期で一番最初のところには在学中は地域での生活者としての視点が弱いと書いてあるのは別に移行期だけではなくて、特別支援学校に入学をすることによって、地域との関わりが薄くなっている現状があると思っております。それから学校と社会生活のギャップ、もちろん教員の数だとか生活だとかそれぞれが大きく変わります。それで、卒業から地域で暮らすときにスムーズに移行するためには、在学中からいろんなところで繋がりを持っていくということが必要ではないかと考えます。それからここで、移行期の大きな問題として就労の場合の移動の手段、せっかく就職ができそうな場所があるんだけど、なかなか自力では行けないという課題あります。それから卒業後希望するサービスが地域にないということが多いということで、本当はここに行きたいんだけど区をまたがっていく。区をまたがっていくと移動の問題があるってようなこともあります。それからここで最後の方で問題となってきたんですが、普通高校卒業の障がいを疑われる生徒さんの就労・就学指導がなかなかうまくいってなくて、結果、卒業後所属するところがない。引きこもり状態になるというようなケースが増えているという指摘もありました。このことにつきましても、福祉のところだけでもなかなか解決できない問題ではあると思っておりますが、現状としてこのように現状分析をしています。その後、課題と改善策ですけれども、まず、やっぱり2つめの丸のところには書きましたが、新潟市の障がい児者の進路を考える会というものが、この活動がとても良い活動をされていて、保護者の方のニーズを受けながらいろんな情報提供をされているということがあります。これを是非とも継続をしていただきたいなと思っております。それからここでも障がい児の支援コーディネーターがおりますので是非とも有効に活用していただきたいと思っております。それから、在学中から学校だけでなく地域との積極的な関わりが必要であるということは、先ほど言いました地域での生活者としての視点が弱いというところにちょっと係っております。彼らは地域の中で暮らす人という視点で、例えばですがプレジョブのような働きが今、全市的に展開されています。その辺を積極的に関わっていくことで、地域でのしっかりとした彼らの生活の場が作れるといいという風に考えております。

最後になりましたが、就労の場への支援とのリンクが必要であるというところで、課題別の検討を継続して行うべきという提案をさせていただきたいと思います。特に移行期、卒業後どうしていくのかということをごども部会のメンバーでは先ほども申しましたようにかなり幅広いメンバーが集まっております。それでもうちちょっと卒業後を見据えた移行期の課題としてできたら専門に検討する場所を作っていただきたいと思います。それで、ごども部会としての報告は以上なんですが、乳幼児期については療育体制部会という検討するところがありました。学齢期の問題は長期の休み・放課後・移動とか医療的ケアの必要な人ということで学齢期の問題として議論して行く場所が、次に繋げていくところがありませんので、ごども部会としてはこの学齢期の問題に特化した内容で継続的に審議を進めたいと考えております。ごども部会の報告としては以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。ただ今の報告について、質問やご意見がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。はい。熊倉委員

○熊倉委員 時間に限りがあると思いますので、もしお願いをできればということでご質問を。2ページの別途、療育体制検討部会という話がありましたけれども、これのもう少し詳しい情報があればということです。それから6ページの現行の考える会についても詳しい情報があればお聞きしたいということでございます。それから同じ6ページの4つ目の在学中から学校だけでなく、地域との積極的な関わりこの関連でプレジョブという話がありました。それで部会の報告というよりもプレジョブの実際どのように行われているか輪郭がわかるような情報提供がもしできれば学校の方面からご提供があればありがたいなと思っております。あと地域との積極的な関わりに関連で就労移行支援事業所への卒業生の要望というのが少なくなっているような気配もあるんですけども、その辺の感触についてももしご存知の方があれば情報提供があればありがたいと思っております。以上です。

○山賀会長 はい。それでは今、4点ほどご質問いただきましたが、まず1点目が新潟市発達障がい者支援体制検討委員会の内容についての情報提供。2点目が新潟市障がい児者進路を考える会の情報提供。そして3点目プレジョブ。4点目が卒業後の実際の移行支援の障害福祉サービスの関連でしょうかね。それについてどのようなニーズ、ニーズの問題になっているのかということもぜひ情報提供いただきたいということでありました。それでは、1点目については事務局の方で。検討部会の内容でよろしいそうです。

○障がい福祉課長 障がい福祉課の佐藤です。1点目の発達障がい者支援体制整備検討委員会の療育体制検討部会のことについて若干内容まで全部言えないんですけども、昨日これで何十分もやったんで、発達支援体制整備検討委員会の方でも新潟市の療育のビジョンがないんじゃないかということを受けまして、部会を作りましてまずはあるべき姿とい

うんでしょうか、理想的なものを作ろうというようなところから始まりまして、特に発達障がい者を中心とした、部会でやったのは乳幼児期を中心として検診等から始まりまして、一次療育、二次療育、三次療育さらに医療機関に結びつける間にどういう形で、支援していけばよいかというものを検討していただいた。それで昨日そのまとめたものを部会の方から出していただきましてご承認いただきました。ただそれはこれからやらなければならないことをみんな、例えば保育園の支援をどうするかとかですね、今度、児童発達支援センターとかそういうのができますので、そこうちの幼児ことばとこころの相談支援センターをどうするかとかですね、様々な課題がありますのでそれについては新年度から具体的に課題ごとに関係者が集まって、具体的な施策に結び付けていこうというような形で昨日ご了解をいただいたところです。今、本田部会長さんからお話がありましたが、学齢期・移行期についてもたぶんそれぞれの課題をこれから検討していくことになると思いますが、この療育部会の方も乳幼児期を中心にまとめさせていただいたということです。

○山賀会長 ありがとうございます。1点目はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。2点目の進路を考える会ですが私の方から少し説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、私この進路を考える会の副実行委員長も務めさせていただいておりますので、簡単にですけれども経過報告をさせていただきますけれども、6年ほど前から特別支援学校、元は養護学校と申し上げますけれども、養護学校の進路担当の先生方が中心となって、やはり当時、卒業後就職、就労移行もさることながら福祉サービスを使うということが非常に多かったものですから、ここの連携をうまくやっていきたいということがありまして、その部分で、実際にこういう福祉サービスをどうやって活用していったらいいか、事業所をどうやって活用して行ったらいいのか、情報がなかなか保護者の皆さんに伝わっていかなかったということで、そういう情報提供と橋渡しをなんとか円滑にできないかということで、有志の集まりとして最初は組織しました。本当に手弁当でやって回数を重ねる中で変わってきましたけれども、実際の考える会の当日になりますと全体で福祉サービスを勉強しましょうという内容があったり、個々の施設の特徴を個別にもっと知りたいということで相談ブースを設けたりして対応してきました。一昨年から新潟市さんの方にもメンバーに入っていて、はたらくという体験会を中に取り込んでいたり様々な取り組みを、多様な取り組みを今しているということもあります。また、23年度、今年度については東地区、西地区に分かれてですね、出前ということでこの進路についてももう少し丁寧ないろいろな意見交換をしていただくことを通してですね、皆さんから知っていただくいろいろな課題・問題、あと行政も交えてですねこういう制度をこういう風を使うといいですよということで情報提供をするということで行っております。そんな内容ですがよろしいでしょうか。はい。プレジョブについては久保田委員から少し補足説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○久保田委員 江南高等特別支援学校の久保田です。プレジョブですが、平成21年の3月ぐらいから新潟市ではスタートしていたと思います。週に1回1時間地域の企業の職場をお借りして地域の障がいのある子ども、学齢の子どもが地域のボランティアと一緒に職場体験をするプログラムで週に1回1時間というのが非常に本人にとっても、それから企業にとっても、付き添うボランティアにとっても非常に手軽であるということで、始めて3年ぐらいやっておりますが、全圏域に広がってきています。ただ週に1回1時間それを半年間ぐらいやりましょうという継続的な活動です。現在、新潟市のほかに阿賀野市、新発田市、長岡市、三条、燕、柏崎などで展開されていますが、全部で21団体、特に新潟市では16団体が発足して活動しています。団体の中心は保護者です。保護者が自ら地域を開拓し、企業を開拓し実習受け入れをお願いし、それからボランティアをお願いし活動します。地域というサイズでやっておりますので中学校区ですとか、新潟市でしたら各区の区域で皆さんができるだけ参加しやすいような組織となっています。ちなみに各区の組織の数ですが、一番多いのが東区4つございます。中央区に3つ。西区に3つ。北区に2つ。あと西蒲、南、江南、秋葉に各1つずつとすべての区に組織があります。参加している子どもの数は全県で130名ぐらいかと思います。ちょっと古いデータですがまた増えているかもしれません。企業も協力企業が150企業ぐらい。地域の活動なんで障がいのある子どもたちが地域の中で生活する上でセーフティネットが1つ作れるというメリットがあります。その後の就労についてもいろいろ効果があるということもあるんですが、活動3年を過ぎてなお活発に取り組まれている状況であります。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。続けて久保田先生、特別支援学校の卒業生のニーズ、卒業時のニーズということで、先ほど就労移行のニーズってもしかして当初よりは減ってきたのかな、弱くなってきたのかなというご指摘だったのですが、それについては何か。

○久保田委員 江南高等特別支援学校の例ですけれども卒業時に就職したいということで、就職できる生徒というのが全校生徒の3割弱程度です。2割ぐらいの生徒も就職できなかったけれども、就職したいという希望を持っています。その2割の生徒が就労移行支援事業のほうに進んで、1年あるいは2年で就職をするというケースが出てきています。就労移行のおかげで卒業後も就職活動を継続することで、就職できたという生徒が結構おります。卒業時は3割ぐらいですけれども就労移行を経て就職できた生徒も合わせますとある学年の場合の就職率というのは4割近くになっています。そういったこともあって今まで、就職、企業就労に対して消極的だった生徒や保護者も積極的になってきていて就職を希望する生徒がもうすでに5割を超えています。当校の在学生です。その数字を考えますと、それらの生徒が卒業時点で全部就職できれば確かに就労移行支援事業のニーズがなくなるかもしれませんが、現実的には非常に厳しいですので、卒業後就労移行支援に対するニ-

ズというのは当校の場合ですが、間違いなくニーズは増えると私は思っています。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。もしできましたら佐藤委員からも少し、また学校が違くとどんな印象が違うか。

○佐藤委員 附属特別支援学校の佐藤です。うちの学校の場合ですが、久保田委員から話があった通り、就職を希望される方というのは多いです。4割ぐらい、4割から5割ぐらいいらっしゃると思いますが、その方全員が就職できるかという、なかなか難しいような状況もありますので、同じように、江南さんと同じように就労移行支援というところのニーズというのは高いかなと思うんですけども、ただ、お家の方としてみますと就職がもしできなかった場合、その後就労継続支援B型の方に行けるんだろうかというそういった不安をお持ちになられると思うんですけども、そういった方につきましては、やはり在学中に考えた結果、就労継続支援B型の方に進みたいなんていう風に考えられる方もいらっしゃると思います、そのあたりで就労移行支援のニーズもあるんですけども、一歩踏み出せないというか、ちょっと心配だなという風に思われる方もいらっしゃるようです。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。今ほどありましたように、就労ニーズ、就労移行のニーズは非常に高いものがあるんですけども、なかなか表には見えてこない部分があったのでこのような形でご説明していただくと、皆さんにわかりやすく伝わると思っています。

○熊倉委員 色々と具体的なイメージがわかってまず私としてはあるいは皆さん全体としては良かったのではないかと考えております。今、佐藤さんの話にありました就労移行支援からB型ということができるという不安から、始めからB型みたいな雰囲気もお話になられたんですけども、B型の利用についてはまた別のところに何か書いてあると思いますので、またそのときに補足をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それではないようですので、改めて本田部会長さんをはじめとしてこども部会の皆様2年6か月間にわたり大変お疲れ様でした。新潟市の障がい児のライフステージごとの様々な課題というのが今回の報告で浮き彫りにされておりまして、その課題の解決に向けた提言が丁寧にまとめられているかと思えます。是非事務局の方ではこの提言について真摯に受け止めていただきながら障がいのある方々の住みやすい地域づくり、施策の実現にまた努力していただければと思っております。事務局の方でご発言がありましたらお願いいたします。

○障がい福祉課長 部会委員のみなさん2年6か月という長い期間ご検討いただきましてありがとうございました。会長の方からお話しありましたがさまざまな大変貴重な提言をいただきました。お話のあったように移行期についての継続とか、学齢期についても非常に検討しなければいけないこともありますし、先ほど申し上げたように乳幼児期についても体制図を作ったという段階で具体的な課題についてはこれから検討していかなければならないということで、それぞれ私どもとしても具体的な検討を進めていきたいと思っておりますので、またこの自立支援協議会の方でのご協力もさらにお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。続いて議事カッコ2に移りたいと思います。運営事務局会議からの報告となります。昨年10月の全体会で設置することといたしました運営事務局会議のこれまでの実施状況を事務局より報告をしていただきます。事務局よろしくお願ひいたします。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい、私、西区役所健康福祉課の草間と申します。私から運営事務局会議からの報告についてご説明させていただきます。それでは資料2をご覧ください。運営事務局会議は市自立支援協議会の全体の運営を総合調整するために昨年の8月に新たに設けられた会議であります。この運営事務局会議については、地域自立支援協議会のすべてを把握しまして、区自立支援協議会から抽出されてきた地域課題を分析し、部会の設置や制度の改正の必要性について議論を行っております。運営事務局会議は地域自立支援協議会の進む方向性を見極める羅針盤であり、また自ら力強く推進していくエンジンの機能を持っております。次のページに行きまして、組織図の中での位置づけにつきまして再度ご説明させていただきます。当自立支援協議会におきましては重層的な構造になっておりますが、まず一番下の階層として8つの行政区ごとに独立した自立支援協議会がございまして、ここではそれぞれの区における地域の課題、掘り起こしをしております。それぞれの地域の課題について3か月に1度区の自立支援協議会報告会というものをして、ここで各行政区の職員でありますとか、相談支援事業者また事務局障がい福祉課のメンバーで各区の自立支援協議会ではどのような取り組みをされていてどのような課題があるのかというのをメンバーみんなで共有をしております。また話し合いをしております。この課題について運営事務局会議というところが今ほど申した通り、その課題を分析して新潟市としてどう取り組むべきか、部会の設置なのか制度の改正なのかどうなのかということを議論しております。専門部会等と連携をしながらこの全体会にあげる内容等についても運営事務局会議の方で把握して作っているというところでもあります。下に行きまして運営事務局会議の内容等については今ほど話した通りですが、構成メンバーなんですが一番最後のページに運営事務局会議の名簿を載せておりますが、まず本自立支援協議会の会長、副会長、お二人とも障害福祉サービス事業者の方であります。3番から5番が

相談支援事業者の代表者が3名。6番から8番が各区役所の障がい福祉系の職員の代表3名。以上、8名の委員と事務局として障がい福祉課の介護給付係の2名、計10名で運営事務局会議というものが成り立っております。これが最も議論がしやすい人数ではないかなと感じておりますが、この他議題に応じましてその都度関係者に来ていただいて意見を聞くということもしているところでもあります。それでは資料戻りまして、運営事務局会議の議事の概要についてご説明させていただきます。原則月に1回開催しております。詳しくはこの資料の通りですが、項目だけ読みあげさせていただきます。第1回は昨年8月に行いまして、議事としては運営事務局会議の進め方について議論いたしました。第2回は昨年10月障がい者施策推進協会との連携について、また、区自立支援協議会の課題について議論しました。第3回は昨年11月、区自立支援協議会の課題について、また、こども部会について、相談支援体制についてというところを議論しました。次のページに行きまして第4回昨年12月です。地域移行支援部会について、また各部会での課題についてを議論しました。第5回今年1月です。短期入所に関する課題について、来年度の区自立支援協議会の委員について、特別支援学校の進路検討のシステム化について議論しました。第6回今年2月です。特別支援学校の進路検討のシステム化について再度議論いたしました。それとサービス等利用計画の導入と障がい福祉サービス利用の組み合わせについてです。直近第7回は今年3月に行いまして区自立支援協議会について、また全体資料の確認などを行いました。今あげたものは議論の代表的なものをこちらで上げさせていただきますが、この運営事務局会議の議論を経まして、新たな部会の設置や施策展開について色々と提案がありますので後ほど事務局から説明があるものと思います。それでは続きまして区の自立支援協議会の事例の検討を行いまして、その結果をまとめたものでございます。各区自立支援協議会では区の中で議論した中で運営事務局会議でも議論してほしいという事例について運営事務局会議にあげるという仕組みになっております。北区の自立支援協議会からは2つの事例があります。1つ目単身世帯の精神障がい者の事例でありまして、金銭管理がうまくいっておらずに日常生活自立支援事業は本人の意思で解約ができるというものなので、もっと踏み込んだサービスを望みたいという事例でした。運営事務局会議の議論結果ですが、日常生活自立支援事業よりも強制力のある制度の創設というのは、法令の制定が必要となる可能性が高いのでなかなか困難である。また仮に生活保護を受給している場合は、生活保護のケースワーカーが行政指導としまして一定の金銭管理を含めた指導をすることができると思いますのでそういうことを活用していくべきと。また、こういうような事例については、なかなか行政だけで対応するというのも限界がありますので相談支援事業者を含めてケースを深く掘り下げていく個別のケースとして対応していくことが最善なのではないかという結果でありました。2点目です。新潟市の相談支援体制について、この4月から随分大きく制度が変わりますが、その考え方を早急に示していただきたいということでした。また本区自立支援協議会の会議のそれぞれ色々な会議がありますが、会議の概要の報告を徹底して欲しいという要望

であります。これについて検討結果については、相談支援体制については、相談支援連絡会で議論している最中であり、これについては別途情報提供を行っていく予定であります。次の各会議の概要報告についてなんですが、資料の配布については事務局は今後以下の通り対応することとしました。運営事務局会議の議事録については各区の障がい福祉係に送信する。また、議題に関する返信については議題を提案した区に対して返信することにした。続きまして中央区自立支援協議会からは3事例が上がってまいりました。1つ目ですが夜間支援について緊急時に障がい者を預けられる施設が少ないという状況にあるという課題であります。これについては昨年の12月23日に市内の短期入所事業所の担当者を集めまして、短期入所に関する意見交換会を実施いたしました。この意見交換会の内容等を整理いたしました結果、通所施設で当該通所施設の通所者に限ってですが、緊急時に限り夜間に受け入れると、夜も泊まりで受け入れるということについて実施に向けてこれから検討をしていくと。来年度にモデル的に実施し、更なる検討を行っていきたいという風な検討結果が出ております。続きまして2つ目障がい者の介護で疲れて鬱の症状を発症している家族の支援についてなんですが、障がい者が緊急で夜間に支援するが必要となった場合に入院ができない。また、サービスを利用している事業所もないといったような場合、どのように対応するべきなのかという事例であります。これについての検討結果については、まず夜間の緊急時の対応については、原則、短期入所で対応すべきというのが制度的なものであります。来年度から北区、東区、中央区、江南区につきましては社会福祉法人新潟太陽福祉会さんが実施するコールセンター事業を、24時間の事業となりますので、これを活用することが可能であるということ。また、今ほど申した通り短期入所の課題については、今、整理しているところでありまして、通所施設における受け入れにつきまして現在検討をしているところでもあります。3つ目です。生活介護の利用を希望する特別支援学校卒業生について、現状、生活介護、デイサービスは空きが少ない状況にあります。また、本人に合う適切な施設というのをマッチングしていくようなシステムも必要なんではないかという概要、事例であります。検討結果としましては、特別支援学校卒業後の進路先については、新たに部会を立ち上げ検討する予定であります。これも後ほど事務局から説明があるものと思います。続きまして秋葉区地域自立支援協議会の事例であります。これは医療的ケアの必要な重度の障がい児の家族の支援についてですが、訪問看護、医療の訪問看護の提供時間については上限がありまして、特定疾患があればさらなる上乘せができるのですが、特定疾患がない場合については1回90分を週3回しか利用できないという限度があります。これでは家族の負担が強いという事例がありますという報告でありました。これを運営事務局会議で検討した結果ですが、重症心身障がい児などの訪問看護、医療的ケアについては一定の特化した議論を行う必要があると判断しました。福祉の施策として訪問看護の上乗せ派遣を認めている先進事例、具体的に申し上げますと相模原市などが障がい福祉の施策として訪問看護の上乗せを障がい福祉課が要綱を作ってやっていたりしています。こういうようなものを参考にしながら、市とし

てどのいう風に取り組むべきなのか、別途検討会を設けて議論することとしたいという検討結果でありました。次に西蒲区の地域自立支援協議会の事例です。知的障がい者の検診についてなんですが、学校を卒業してから40歳になるまでは医療検診を受診できるという公の制度がありません。これについて、知的障がい者は症状の確認が難しい、もしくは検診への恐怖感が強く、そういうことで疾病予防対策が疎かになっている面があり、重病に陥ってしまうケースがあるということから、市で何らかの疾病予防対策を検討していただきたいという事例です。これの検討結果ですが、障がいがある方もない方もまずは自己管理、家族管理を含めてですが、行うことが必要であるということ。また知的障がい者などが安心して受診できる医療機関については、相談支援事業所などが、そういう医療機関をよくご存じだったりしますので、そういうネットワークの中で情報を共有して、照会等があれば必要に応じてお伝えできるようにしていけばよいのではないかと。また介護給付というサービスの利用者は障害程度区分の更新が3年に1回ありまして、ここには必ず医師の意見書を添付することになっておりますので、受診が必ず必要となってまいります。その際に合わせて、検診などについて医療機関に相談をするということになるとスムーズな話ではないかというような話し合いが持たれました。以上、私から運営事務局会議の報告をさせていただきました。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問やご意見はありますか。はい、では無いようですので以上を持って運営事務局会議の報告とさせていただきます。ありがとうございます。続きましてカッコ3特別支援学校の進路検討部会カッコ仮称について、そちらの方は運営事務局会議の報告を受けてということになります、事務局より報告があります。よろしく願いいたします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、それでは介護給付係の小林でございます。よろしくお願ひします。資料3についてご説明いたします。先ほど説明のありましたこども部会で移行期の課題として就労などの進路についてはさらに研究や分析が必要であるということがありました。また前回の全体会の中でも委員から進路に関して何らかのシステム化が必要ではないかというご意見もいただきました。これらを受けまして、特別支援学校の進路に関して検討部会を設置することを提案するものでございます。資料に基づいて説明いたしますが、内容は設置の経緯に記してございますが特別支援学校卒業生の通所施設利用の進路調整については、これまで障がい福祉課が行ってききましたが、それだけでは難しい部分があります。これも前回の委員からのご意見があったんですが、障がい福祉課が行ってきたとありますけれども、実態といたしましては夏から冬にかけて翌年度の希望につきまして学校の先生方による翌年度の受け入れの調査の実態に基づいて先生方が調整を行っているところがございました。障がい福祉課の方ではその結果を受けて第1希望、第2希望というところでさらに調整がいかなかった方々について直接施設と相談をしながら第2希

望のところまでに何とか通所ができるような細かい調整を行ってきたところです。しかしながら、先ほどもちょっと説明がございましたけれども就労Bの施設に関することに関連してきますけれども、2番目に書いてありますけれども平成25年4月から特別支援学校卒業生は卒業直後、就労継続支援B型を利用することができず就労移行支援事業等のアセスメントを経た上でないとB型を利用することができないという問題があります。今までですとこれは国の指導といいますかに基づいて、本来ですとアセスメントということを受けて、学校にいるときに在籍中に福祉施設や学校でご本人がどういった所に適切に進むべきかというアセスメントを経た上で移行施設もしくは継続施設へ進めることが本来の進路の方法です。しかし、この3月まで地域の実情によって移行施設というところが少ない場合は就労継続B型の施設に直接通所することが、通うことが可能でした。この3月までの措置として図られていまして、来年度以降支給決定する方については、今申し上げた何らかのアセスメントの方法があることになっておりました。それらもありまして、部会を設置して今障がい福祉課が行っている最終的な調整以外にもさらに施設のあり方等も検討していく必要があるために、部会を設置して現状の施設の数とか先ほど出ました本人のニーズについて具体的に聞き取りや部会で現状がどういうことか洗い出した上で進めていきたいということで、部会を設置いたします。さらに25年4月からという風になっておりますが先ほど申し上げた直接B型に進む経過措置が先週の国からの事務連絡でさらにもう1年この3月までと申し上げましたが、もう1年延びますと事前に、正式にはまだ通知は来ていないんですが延びることになりますという方向で進めていますという通知が全国に配信されました。つまり来年支給決定する方々は今までの方法でもBに直接進むことはできるんですが、私どもはそれを待たずに来年、新年度から本来アセスメントを経て進路を決定して、適切に進路を進めていきたいという風に考えたために、そのために行政は施設がBが少ないもしくは生活介護が少ないということを本当に現状を洗い出して施設整備に関連できるようなデータを集積したりですね、また学校で実際に在学中から活用しているアセスメントの方法なども見せていただくなどして、B型へどういう風に進めるか、アセスメントをどういう風にするかということを検討部会で話して、できる限りシステム化といいますけれども分析をして、直接B型に行けなくなりますので、それにも備えていきたいと思っております。そうしたことを目的としまして来年度以降運営方法にございますが、2から3か月に1回ごとにこうした関係者に集まっていただきまして情報共有していきたいと思っております。先ほども先生方からお話がありましたように、就労の状況についてこの全体会でも報告を受けますと大変有意義だと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。また、全体会で提案を受けましたもし竹田委員さんからも補足等ございましたらご説明いただきたいと思っておりますがいかががでしょうか。

○山賀会長 竹田委員、いかがでしょうか。特別支援学校の進路検討部会、今回の件についてこのような提案をさせていただきましたがご発言いただければと思います。

○竹田委員 この前回の全体会の中でも西蒲区からの提議ということで西蒲区の自立支援協議会の中で個別に実施してきた進路検討部会を全体の中で波及させて、新潟市全域での進路検討に寄与するシステムを作るべきだということを提案させていただきました。このことを通じて、検討部会の中で提案させていただいた時ちょっと触れさせていただいたんですが、単に特別支援学校に通われる生徒さんの卒業後ということだけにとどまらず、学校生活と家庭生活の中で見えてくる色々な生活上の課題そういったものをいち早く、地域でセーフティネットを形成し生活支援を展開しうる地域自立支援協議会のシステムがです。ね、関知して早くから支援の手を差し伸べられる、そういったことも併せて長期的には検討すべきではないかということが話されておりました。いずれにしても新潟市全体でということ掲げていかない限り区ごとに学区が備わっているわけではありませんので、そのへんのところを整備していただけるとありがたいと思っております。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは事務局より今ご提案のありました特別支援学校の進路検討部会カッコ仮称を設置することについて委員の皆様からご承認いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。はい、ないようですのでご承認をいただいたということでよろしく願いいたします。ちなみに部会のメンバーは今後になりますでしょうか。部会のメンバーについては今後また設置するということですのでよろしくお願いします。続きまして議事カッコ4緊急時の夜間支援の課題についてに移ります。これも運営事務局会議での議論を受けての提案になります。事務局よりよろしくお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、引き続き説明いたします。資料の4になります。緊急時の夜間支援の課題についてということで運営事務局会議の方で議論した結果をご説明いたします。緊急時の夜間の事業所が少ない理由として、重度の方を受け入れた場合に施設の職員体制の問題や個別の様子がわからない方の受け入れ方が非常に不安があるというような課題がありまして、さらに入所の施設においてはロングショートといいますが、ショートステイを長い期間利用するという状況もございます。こうしたことがございまして現状として緊急の時に施設がないという問題が起きています。先ほど申し上げたロングショートにつきましてはこの影響で稼働率が実際高くなってしまっている状況があります。改善策を検討したときにマル1として短期入所事業所を増やすこととか、さらにマル2のグループホームを増やして地域移行を進めることにより入所施設に空きを確保することとか、一般的な数を増やして対応しようということも意見としては出てまいりますけれども、さらに3番の先ほど申し上げたロングショート利用者に対して数か月に1度は行政と相談支援事業者などが関係者と話し合い、まあこれはご家族も入ってくると思っておりますが短期入所

以外のサービスへの働きかけをすると、適切なサービスを働きかけるこういうことも行っていく必要があるだろうということでしたけれども、4番目に書きました通所事業所での緊急時の受け皿を拡大するということが、今ある制度を活用して、まず対応できることではないかという話になりました。通所事業所におきまして当該施設通所者に限り緊急時に受け入れることが可能かという検討でございます。これは制度といたしましては地域生活支援事業、新潟市の地域生活支援事業で新潟市が規程を持って実施している事業でございます。こちらに日中一時支援という制度とさらに短期入所という制度も作っています。これは通所事業所において行うことによって、先ほどの現状にも出てきましたが全く分からない方が急に短期入所を申し込んでくるわけではございませんので、様子が分かっている方について緊急があった場合に施設が対応して一定の報酬を得るという方法をできないかということのを来年度以降検討していこうと考えております。方法といたしましてはまず施設側の対応ができるかどうかというアンケートなり協議をしたいと思っております。そして出来る限り夏ごろを目途にニーズとそれにかかる費用について分析したいと思っております。このニーズについて予算等の関連も出てきますのでその上で、来年度平成25年度の予算にも含めて考えていけるようにしたいと思っております。まず今の制度と資源を活用してどれくらいのニーズに応えられるかを実際に進めていこうというのが今回の主な運営事務局会議等の意見としてご報告し、実施したいと考えております。説明は以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。菊地委員お願いします。

○菊地副会長 太陽の村の菊地と申します。通所事業所の緊急受入はすごく画期的なアイデアだと思っています。新潟市の課題を考えたときに緊急時に受け入れてもらえないという不安や、いざという時に使えないという不安を抱えている方が非常に多いかなと感じています。こういった通所の方が緊急利用をできるモデル的な取組みになるかと思っております。安心感を与えてすごくメリットがあるかなと思っておりますので是非、通所事業所が受け入れしやすいような広報をお願いしたいと思っております。併せて今の説明が4番だけですけれども3番の相談事業と行政、関係者と月に1度モニタリングのような話し合いを持つ事で課題の整理ができるのではないかと思いますので、その辺も是非お願いしたいと思っております。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。4番に加えてマル3についてのご発言もいただきました。他にございますでしょうか。ないようですので、今ほど事務局から提案のありました緊急時の夜間の支援については是非積極的にというか進めていただいて、ショートステイを希望する皆さんのニーズに応じていただけるよう進めていただければと思います。よろしく願いいたします。続きまして議事カッコ5地域移行推進会議カッコ仮称に

についてご説明をお願いいたします。昨年10月の全体会にて提案をいただきました地域移行についてこころの健康センターより報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○こころの健康センター主事 こころの健康センター精神保健福祉室の太田です。座って失礼させていただきます。今ほどご説明いただきました通り新潟市地域移行支援推進会議カック仮称についての資料について私のほうから説明させていただきます。昨年の10月の全体会の中で報告をさせていただいた際には地域移行全般に関する地域の課題を検討する部会として設置をしたいという想定でご説明を申し上げておったんですけれども、その後、設置に向けて具体的な検討を運営事務局会議において行ってきました際に、先ほど草間係長の方から概要の中でも報告触れていただきましたが12月の運営事務局会議の中で、ちょっと草間さんの資料をそのまま読ませていただきますが、精神保健福祉室提案の部会について協議を行った結果、当面、地域自立支援協議会の専門部会とせず行政が設置する検討会とすることとなった。ということで運営事務局会議の委員の皆様の中からは専門部会とするのは、まだまだ課題が見えない部分も多く時期尚早ではないかというご意見をいただきまして、この概要にある通りなんですけれども行政が設置する検討会という位置づけにしたいと考えております。これについて詳しくはお手元の資料の方A4裏表の資料になるんですけれどもこちらを見ていただきたいと思います。設置の目的についてなんですけれども、主に精神障がい者の地域移行、退院促進についての課題を検討する場という位置づけにするということで、元々今年度なんですけれども地域移行の対象者を選定するための個別支援検討会というものをうちの室で行っておりましたが、この事業全体の課題を検討する場というのが今年度ありませんでしたのでなかなかそこにおける十分な施策の検討ということもできていなかったのが現状です。また、この事業を利用する上では相談支援事業者など関係機関との連携が不可欠となるんですけれども、なかなかこの精神障がいという分野についてそのあたりの連携、情報共有というのがうまくなされていないという課題もありました。以前からございました。また、法改正に伴い新たな課題もでてくるということが予想されますことから、この精神障がい者の地域移行退院促進について検討を行う場として仮称でありますけれども新潟市地域移行支援推進会議を設置したいと考えております。また大きな前回からの変更点、修正点といたしましては3運営方法に示してあります通り、前回運営については部会という想定でお伝えしたんですが次年度につきましては自立支援協議会からは独立した会議としまして、事務局を精神障がい者地域移行・地域定着支援事業の国庫補助事業を行う受託事業者と我々精神保健福祉室とし、運営したいと考えております。また、運営自体は自立支援協議会から独立した会議とさせていただくんですけれども、退院促進、地域移行の支援の問題というのは病院と本人、家族という限られた方たちでの問題ということではなく、やはり地域での問題として考えていかなければならないという風に私どもとしては認識しておりますので、また先日、国の方から示されている会議の資料の中でも自立支援協議会の中で地域移行のネットワーク強化が期待

されているという文言もあることからやはり連携は不可欠であると考えております。そこで運営方法の一番下にかかせていただいているんですけれども、この推進会議の協議内容につきましては運営事務局会議などでも報告させていただきたいと考えております。またその中で具体的な連携がどのようにとれるかということについては、次年度以降併せて検討していきたいと考えております。次に裏面を見ていただきたいんですけれども、推進会議の構成員についてはこの図にお示したような構成メンバーを考えております。この他協議する課題に応じまして庁内外の関係機関、ここでは住宅支援、金銭管理等と書かせていただいているんですけれども、そのようなところにも随時構成員として声をかけていきたいと考えております。具体的な人選ですとか出席依頼につきましてはまた4月以降に個別に調整をさせていただきたいと思っておりますので、改めてご協力をお願いをさせていただくと思っておりますけれどもよろしくお願ひいたします。事務局につきましてはこの図にある通りなんですが、次年度もこの地域移行・地域定着支援事業国庫補助事業部分につきましては、今年度委託をしております新潟しなの福祉会のふらっとさん、新潟太陽福祉会のおれんじぼーとさんに引き続き委託をする予定でありますので事務局として名前を挙げさせていただいております。またこの2業者からは引き続き国庫補助事業のところですね、地域体制整備コーディネーターとしての特定事業者、一般事業者に対する本事業の徹底ですとかスキル向上のアドバイザーとしての役割ですとか、医療機関に対しての事業周知などをお願いしていく予定でありますので、この事業に関する問い合わせ等あればうちの室またはふらっとさん、おれんじぼーとさんにお願ひできればと考えております。今回ご報告ということで部会という形によらない会議ということで皆さまからご承をいただくというものではないんですけれども、前回からの変更がありますということでご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。ないようですので私どもの方は特に知的、身体の障がいの分野の委員が多いわけなんですけれどもなかなかこれまでの歴史的な経過の中で精神の部分というのは非常に地域の支援体制が弱かったということもあってのご提案だと思いますので、是非今後も地域の支援体制、基盤を作っていくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、議事カック6平成24年度予算の概要についてに移ります。事務局より来年度の予算の概要についてご報告をお願ひしたいと思ひます。

○障がい福祉課長 それでは私から来年度予算についてご説明させていただきます。資料の6をご覧ください。この資料はですね、当初予算事業説明書福祉部となっております。これは福祉部全体の主な事業をまとめたものです。今日は障がい福祉課関連のものについてご説明させていただきます。まず1ページこれは予算の総括表です。歳入です。一般会計の4番目これが障がい福祉課ということで歳入総額が78億円余で伸び率が6.1%と

いう形になっております。その次の2ページです。これが歳出です。これも4段目障がい福祉課147億円余ということで昨年度比で6億6千万円、伸び率で4.7%の増という風になっております。他の課も相当大きな額の課ございますが参考に見ていただきたいと思っております。次が主要事業ですが新規、拡充事業等を中心にご説明させていただきます。障がい福祉課9ページをご覧ください。まず一番上ですね。介護給付費等関連事業です。ここでは引き続き障がい福祉サービスの利用者負担の軽減に努めます。それから居宅介護、生活介護、施設入所支援など障がい者の自立した生活を支援していく予算等ございます。この介護給付等事業で予算額79億円と障がい福祉課の予算の54%という形となっております。特に生活介護、就労継続、就労移行支援の伸びが大きくなっております。それからこのページの一番下の在宅生活支援事業、重症心身障がい児者通園事業です。これにつきましては、この3月に新たに2か所で事業を開始いたしまして当初予算の上では既存1施設と合わせて3施設分の重症心身障がい児者通園事業として予算を組んでおりますが、4月から法改正もありましてそれぞれ生活介護とか児童発達支援事業などとして実施していくということになっております。次に10ページです。上から3つ目。これが新規事業で地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業、これ先ほど太陽福祉会のコールセンター事業というのがございましたがそのことです。これは今年度までは県事業として行っていたものでございます。新年度から市の地域生活支援事業として行ってまいります。施設とか病院から地域移行をした方を対象に24時間体制で緊急時の支援などを行って地域での自立した生活を支援していくというものです。これまた県から引き継いだといいますかそのような形で、市全体をカバーするものとはなっておりません。将来的には市全体をカバーできるような形に拡げていきたいというのが私どもの希望でございます。それからその下の段の障がい福祉施設の整備、社会福祉施設等整備事業ということですがこれにつきましては1つはグループホーム、ケアホームの整備ということで予算上、新しく作る創設2棟10人分、施設改修をして作るのが5人分ということで、補助事業としては15人分を予定しています。それから日中活動系の特に生活介護施設がなかなか足りないということがございまして、生活介護施設整備ということで生活介護30人と就労継続Bを10人、併せた複合的な施設ということでその1施設に対しての費用の一部を補助するというので、入所生活から地域生活への移行を進めるということと、特に特別支援学校卒業生の卒業後の受け皿を少しでも整備をするという風に思っております。それからその下の障がい児支援の強化ということで3つあげてございます。まずは発達障がい者支援体制整備で発達障がい支援センターJOINとありますが非常に相談件数が増加しております。特に成人の相談が多いということで、その相談に対応するために相談員を1名増員する。それからまた幼児ことばとこころの相談センターで保育園等への訪問による巡回相談支援を行っておりますが、これも非常に要望が多いということでその巡回支援専門員を1名増員するという予算をとっております。昨日も発達障がい者の支援セミが1回あったんですが、発達障がい者の支援、やはりJOINだけではなかなか相談員を増員しても非常に相談件

数が多いので無理だろう、困難になるだろうと。特に相談支援事業所と連携等これから充分考えてやっていかなければならないというようなご意見をいただいておりますのでそこからへんもまたご相談させていただきながら進めさせていただきたいと思います。2つ目が障がい児放課後支援事業。これにつきましては先ほどこちよとお話がありましたが長期休暇中の施設が足りないということで、その利用を充実させるということで今年度1か所夏休み限定で入船小学校を使ってモデル的に実施したんですが来年度は3か所に増やして、特に放課後支援事業を行っていない区あたりでやりたいと思っております。それから3つ目がですね日常生活用具給付事業。これにつきましては障がい児の給付対象が学齢時までとか年齢制限を設けていたんですがそれを廃止しまして個人の成長に合わせた形で給付を行っていききたいということです。それから次の11ページ。就労支援事業。これを継続してやってまいります。ITサポート事業これもいろんな相談を受けているんですが、非常に相談件数が増えております。ここも相談員1名を増員していきたいというようなことで考えております。地域活動支援センター事業等を継続して行ってまいります。その他この福祉部の資料には出ていないんですが、精神障がい関係でこれは保健衛生部の方でやっております、資料はございませんが若干申し上げますと精神障がい者の地域移行・地域定着支援事業とかですね、それから精神科救急医療システム事業。そういうものも継続して行ってまいります。それから自殺総合対策事業。これも予算額若干拡充して行ってまいりますし、またこころの健康センターによる相談支援事業等も継続して行ってまいります。あと予算とはちょっと離れるんですが障がい福祉課の組織ですが皆さんご存じのように今国の方では制度改革、色々検討されています。障がい者総合福祉法が障がい者総合支援法という風になるという形で、これから様々議論なされると思いますが、あと虐待防止法とかこれは施行が決まっておりますので、色々な制度改革、それから県からの権限移譲等もございますので今までの管理係、在宅福祉係、介護給付係にプラスして制度改革推進係というのを1つ新しく新設いたしましてそういうものに対応していこうということで組織を強化しております。以上、私からの説明は簡単ではございますが終わらせていただきます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見はありますか。では、ないようですので議事のカッコ7に移りたいと思います。カッコ7第2次新潟市障がい者計画及び第3期新潟市障がい福祉計画の報告をお願いします。事務局より両計画についてご報告いただければと思いますのでお願いいたします。

○障がい福祉課管理係長 はい、それでは資料の方は資料7、資料8になります。第2次新潟市障がい者計画と第3期新潟市障がい福祉計画こちらについてご説明いたします。計画は2本の計画です。第3期新潟市障がい福祉計画につきましては前回10月の自立支援協議会の方で若干ご説明させていただいておりますが、併せて作成をいたしました第2次新潟市障がい者計画とともに皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。資料7は概

要版、資料8は計画の本冊ということですが、今日は概要版を使って説明をしたいと思いますので、資料7を中心にご覧ください。順番でお話すればいいんですがまず策定の経過についてお話ししたいと思いますので13ページをお開きいただけますでしょうか。まずはじめに計画を作るにあたって平成22年のアンケート調査こちらが最初の手順となりました、そこでアンケート調査を行いまして現状、ニーズ把握等を努めてまいりました。その後この2本の計画策定につきましては、新潟市の附属機関であります新潟市障がい者施策推進協議会を中心に策定作業を進めてまいりました。この新潟市障がい者施策推進協議会は障害者基本法に基づき設置しております機関でありまして、障がい者に関する施策に関する総合的かつ計画的に推進について必要な事項を調査をするということで位置付けられています。また社会福祉審議会こちらの障がい者専門分科会、また精神保健福祉審議会、福祉計画については前回こちらの自立支援協議会こういった各種の協議会などでもご説明いただきましてそれぞれ各委員の皆様にご検討とまたご意見をいただいたところでありまして。また、平成23年12月から1月にかけてはパブリックコメント、こちらの方も実施させていただきまして、また12月と3月に新潟市議会の市民厚生常任委員会こちらの方でも説明を行って、さらに障がい者計画については障害者基本法の規定でございますので、3月の16日に新潟市議会へ策定の報告をさせていただいたところがございます。それではちょっと戻っていただいて資料2ページからご説明をいたします。計画の概要についてです。障がい者計画と申しますのは障害者基本法に基づく市町村の障がい者計画でありまして、障がい者施策の基本的方向を定めるものということになります。計画の具体的な内容につきましては国の基本指針に基づいて決めることになっておりまして新潟市においても第1次の計画同様に作ったところでありまして。計画の基本理念ということで障害者基本法の改正がございまして、そちらの目的に基づいて障がいの有無に関わらずすべての市民が互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。とさせていただいたところです。また基本目標には地域生活の支援体制の充実、それから自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実、地域社会の障がいに関する理解の促進、こちらの3つを基本目標と掲げましております。こちらは障害者基本法の改正におきまして療育の条項が新設されたこと、また先に行ったアンケート調査の結果から障がいに対する理解促進というものが強く望まれているという状況がありましたので、そちらを考慮して基本目標として作ったものであります。また計画の期間ですが第1次の障がい者計画の期間は平成19年から23年度としておりましたけれども、今回の第2次の計画については平成24年度から26年度までの3年間とさせていただきました。ただ法改正など計画の見直しが必要となる場合もありますので、その場合は見直しをするということでその旨は計画本体の方に記載をしています。障がい者計画の構成ですが3ページの通りとなっています。現在の第1次の計画で相談支援に関する内容が1の地域生活の支援、2番保健・医療・福祉の充実さらには4番療育・教育の充実という風にそれぞれあったんですが、これを今回は1番の地域生活の支援という風な中に一体的に記載をするというような整理をしております。

ます。また主な施策の一部と計画の推進に関する事項については、次の4ページ以降に書いています。こちらは本冊の方に文章で色々書いてありますので後ほど合わせてご覧いただきたいと思います。7ページからは新潟障がい福祉計画の方になります。障がい福祉計画の方は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制をこちらを計画的に整備することを目的とし、都道府県と市町村が策定するものとされています。計画の具体的な記載内容についてはこちらにも国の基本指針がございましてそれに基づいて決めるということになっております。基本的理念及び考え方こちらについても国の基本指針等に基づいてこの記載のとおりとしております。こちらは第2期の障がい福祉計画こちらを踏襲したという形になっております。障害者基本法の改正では、障がい者の地域自立支援協議会の設置が義務付けられたことになっておりますので、こちらの自立支援協議会を活用した相談支援体制の充実というのをますます図っていききたいというところです。続いて資料8ページからこちら福祉計画の中心になります数値の目標を定めたものです。第3期新潟市障がい福祉計画の計画期間は24年から26年までの3年間となりますが、こちらでも法改正、総合支援法の施行などにより必要に応じて見直すということも記載させていただいております。その目標ですが、1番2番3番4番とありまして、1番目福祉施設の入所者の地域移行ということです。こちらは平成17年10月の時点の630人という施設入所者数をこちらを基準と数字とし、平成26年度末、次の第3期計画の終期としますが、こちらまでに30%に当たる189人の地域移行を目標値としております。こちらにつきまちは国の指針でも30%ということで同じ目標値という風になっています。次の2番、福祉施設から一般就労への移行ですが平成17年度には福祉施設等を退所し一般就労した18人になりますが、こちらを基準とし、平成26年度には4倍の72人というのを目標としております。こちらについても国の基本指針は4倍と示されているものと同じです。3番が就労移行支援事業の利用者数です。就労移行支援事業の利用者数と4番就労継続支援A型事業の利用者数の割合の目標については今回新潟市については第3期から記載することにしております。国の基本指針では26年度末の目標値として3番の就労移行支援事業の利用者の割合これを20%、4番のA型の割合、A型プラスB型分のAですが、30%が国の基本指針となっておりますが新潟市の現状とし、ましてはかなり開きがございまして、現状よりも上昇させる目標値を設定し、それぞれ7%、8%に当たる数字を目標という風にさせていただいたところです。第2期の計画までは福祉施設の入所者への地域生活の移行とともに入所施設を削減数というものを決めておりましたが、新潟市の実情とし、ましては入所待機者が相当数あり、まして、現実に23年度、第2期の福祉計画の段階でも削減はほとんど図られていないという実情を考慮し、まして、そちらの方は目標値には掲げずにその部分については入所施設の待機者を減らすという取り組みをしようということ考えているところです。なお、10ページ以降にサービス見込み量、サービス見込み量の方につきまちは第2期計画との変更点では旧サービス体系による見込み量が今回以下はなくなったということ、また計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、

基幹相談支援センター、新たに盛り込むものが加わったこと、そちらを加えております。実際の数字をどうとらえるかにつきましては過去の実績などを考慮して見込み量を設定しています。なお障がい福祉計画の方は障害者自立支援法によりまして都道府県知事の意見を聞くということになっております。2月末に意見を聞いたところですが、特に新潟市の計画に意見はないということで回答をいただいていることを申し添えさせていただきます。今回策定しました2本の計画、今回作成しましたが肝心なのはこれから推進していくことでありまして、この計画を着実に推進していくことでありまして、そのためには自立支援協議会を含め皆様方のご協力がいただきたいと思っておりますので、一緒に推進していきたいということをお願いしたいと思っております。簡単ではありますが2本の計画に対する説明を終わらせていただきます。資料8の本冊の方は改めてお目通し頂ければと思っております。よろしくお願ひします。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告について、ご質問ご意見がありましたらご発言いただければと思っておりますがいかがでしょうか。はい、上杉委員お願ひします。

○上杉委員 満日の里の上杉と申します。ちょっとパッと今見ただけなのでもしかして的外れなことを言うかもしれないんですけども、入所施設の方で仕事をさせていただいた中で、率直なところ入所施設から地域に入所の方を移行させるってところの方針であるとか、待機の方がいっぱいいらっしゃるという実情は感じているところではあるんですけども、実際入所の方を地域移行させたときに新卒の方の受け入れ先もないような日中サービスの実情の中で、入所の利用者さんが地域に出したときに地域の日中活動の場がなかなか見つからない。結局施設からグループホームに出てもグループホームから通う先は入所施設の日中活動を使わざるを得ないような実態があったり、じゃあ地域移行した後のその方の日中生活をどうしていったらいいのかとか、新規に入った方の日中生活をどうしたらいいのかということも、今実際選択肢もなかなかないようなところで、地域の方と手探りでやっているような状況もあるんですけども、サービスの見込み量の中に色々な数字がでてくるんですけども、すぐ下の数字が出てきますので当然この市全体の数で見込み量等が出てくる中で実際施設にいますとすごく各区のばらつきっていうか、資源のばらつきっていうか全体の必要量として出てくる数字もあるんですけども、実際具体的には各区の中で必要なサービスの見込み量っていうのは随分その区の実情に応じて違うんじゃないかということを実感してまして、秋葉区のように入所施設があるところの必要とされるサービスの見込み量と入所施設がないところの区の方の地域の方が望まれるサービスの見込み量とトータルすればこの全体の数になるのかもしれないんですけども、具体的な必要量って言うものの中身がなかなか全体で数字が出てくると見えてきにくいかなというのがいつも実感しているところで、どういう風に数を集約してこの数字が上がってきてい

るかっていうところも定かでないところでお話をするんですけども、各区の今のサービスの実態とか実際支給されているサービスの支給量がありますので緊急のところも含めて余分に支給を受けてらっしゃるんですけども、なかなか受け皿がなくて本来はこれだけ使いたくて支給を受けているけれども、実際はその支給量を使えていないというような状況の方も多数いらっしゃるというのは実際のやり取りの中で感じますし、新卒の方の必要量は新規に当然出てきますが、今現在使ってらっしゃる方とか実際まだ地域にいらっしゃってまだサービスにつながってない方であるとか、支給は受けているけれども状況が変わってもっと使う必要性が高くなっている方とか色んな数があるんだろうと思う中でどの程度この数に入ってきているのかなというところを、必要量の見込みの数がどんな中身になっていらっしゃるのかというあたりと、各区ごとの内訳というかがどんな風になっているのかなというあたりがわかればお聞かせいただけると。

○障がい福祉課管理係長 はい、まずサービスの見込み量の出し方ということになりますけれども、国の指針では実績から見る伸び率ですとか潜在的なニーズを考慮して定めなさいということになっておりました。事実この辺りはサービスの種類によっても異なり、こちらの議論は施策推進協議会の方でさせていただいて、サービスの種類によっては適切な量かというような議論があったところですよ。数字の出し方としては今までの数字の伸び率ですとか潜在的な必要量というのを考慮して作ったと一言でいえばそういうことになります。それぞれのサービスによって検討委員会でも色んな議論がありまして修正を何回か加えてこの数字となっています。もう1つは区ごとの内訳ということですが、こちらについては全市一括での見込み量、広いものですから全市一括での算出方法で出しております。この福祉計画のサービス見込み量を出す段階では全市の実績と見込み量で出したところです。8区の内訳は申し訳ないですが持ち合わせてはいないです。

○山賀会長 はい、上杉委員いかがでしょうか。

○上杉委員 ありがとうございます。もし可能であれば、各区の内訳などが出てくると協議会の中でもどこにどういったものが必要なのかというあたりももっと具体的に見えてくるのかなというところでは、この計画作成のところが必要かどうかというところはまた別としてもそんなものが出てきてもいいのかなという風に感想としては思いました。ありがとうございます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。いずれにしても地域差というか各地域のニーズにこれがちゃんとあっているのかどうかというところが、それぞれの地域で色んな業者さんに対応している皆さんの印象なんだと思います。偏ってしまっただけはサービスが全体に拡がっていかないということではうまくないのではないかとご指摘だったと思いま

すのでよろしく申し上げます。

○障がい福祉課長 ただ今の上杉さんのご意見ごもっともです。逆に言うとそこら辺が私どもの分析がよくできていないところというところもありますし、あともう1つなかなか各区ごとの本当の潜在的な要望というんでしょうか、なかなかそこがつかみにくいというところがあります。それと本冊の方の例えば今の計画の106ページなんですけど、例えば数値目標を達成するための対応という風なことを書いてあるんですけども、上杉さんの前段の日中活動の施設が足りないとか様々なご意見ございました。先ほど予算のところでもちょっと申し上げたんですが、施策推進協議会の中でも入所施設、なかなか今増やせないというのもあるんですけど、そういう入所施設も含めて施設整備についてもう1回検討する必要があるだろうということで、そういう検討会を作って新年度早々やっていきますと。その下の段に先ほどグループホーム、ケアホームだけでは居住の場にしかないというお話ありましたが、やはりグループホーム、ケアホームが足りないというようなところで、年50人ずつやっていこうとか、その下、特別支援学校卒業生を中心として書いてございますけれども、日中活動の場所となるそういうのを図っていこうとか、色々な方策までは書いてあるんですけど、そこら辺を今後また具体的にやっていかなければならないと。その中で今日お願いしたいのは各区ごとに施設の状況が全然違うんですよ。サービスの種類によっても全然違いますんで、区の協議会とかそういうところで色々なご意見、分析をして事業をしていてこうだというようなことがあれば、是非そういうのもご意見等お寄せいただいで一緒に考えさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。是非各区の自立支援協議会でもこの点についてももしご提言いただける機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。他によろしいでしょうか。はい、それでは無いようですので議事カッコ7は終了いたしたいと思ひます。議事カッコ8その他に移りたいと思ひますので事務局の方で何かございますか。

○障がい福祉課介護給付係長 事務局から2点ほどご説明させていただきますが、資料はないんですけども課題となっております、サービス利用計画の件につきまして相談支援連絡会を毎月行っておりまして、そこで議論を今している状況の報告をさせていただきます。サービス利用計画は先ほどの計画にも出てございます。24年度から法制化されて障がい福祉サービスを受けている方全ての方にサービス利用計画をつけていくこととなります。大体全体で4000人弱、3800くらい数字を見込んでおりますけれどもその方々に3年をもって、3年間の経過措置がありますので、全ての方にサービス利用計画を作成していこうというのが目的、事業です。サービス利用計画の対象者の拡大には相談支援体制の整備と指定特定相談支援事業所の拡大を図る必要がございます、こういった方向とか現行の相談支援事業所の他、入所施設、通所施設等の参入も必要ではないかという議論

を昨年秋過ぎから毎月議論を行ってまいりました。アンケートの結果も報告しあいながら、実際に施設がサービス利用計画を策定したときに客観的な視点が確保できるのかとか、数は大勢いますけれども本当に平等なサービス利用計画を作ることはどういうことかということ、まだ議論毎月進めているところです。早急に新潟市としても方針を出していこうと考えておりますけれども、4月1日から制度は実施されるわけですが、現行の利用者については現行の事業所によって計画は継続して作っていくことができます。モニタリングというまた新たな仕組みも必要となってまいりますけれども、この辺につきましては課題がいくつかたくさんありますので、できることから解決して早めに説明会等をさせていただいて優先度の高い方々から実行していこうと考えております。

もう1点併せて説明いたしますが、前回の全体会の中で権利擁護部会につきましてこれも今度ワーキンググループに置き換えて実施していくということになっております。現在、団体さんもしくはワーキンググループ、アクションプランが示されておましてこれが若干多岐にわたっておりまして前回の委員さんと協議をしてこちらも早めにワーキンググループの設置を目指しておりますのでご理解いただきたいと思っております。私からは以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。今の報告で関連して何かご発言ある方いらっしゃいますでしょうか。はい、竹田委員お願いします。

○竹田委員 竹田です。権利擁護部会の報告でワーキンググループの設置ということが今準備されていることが、報告していただきました。この論議の過程でワーキンググループをどういう形で作っていくかということの中で話しているポイントなんですけれども、障害者虐待防止法ができて、全人口にわたる虐待防止法体制が一応完結した形になっているんですね。そうなりますと虐待防止センターを市町村が責任で作らなくてはならないんですけれども、センターをどう作っていくのかということもこのワーキンググループの1つの課題に挙がっている内容なんです。その議論の中で出てきたことが、特に児童、高齢、障がいという3分野における虐待といったことを話し合っていくときに、新潟県の虐待防止体制整備検討委員会の中でも論議になったんですけれども、60歳以上の婦人の虐待に対してこれは障害者虐待防止法でやるべきなのか、DV防止法でやるべきなのかというような形での問題であるとか、高齢者虐待防止法でやるべきなのかというんですね、そういう風な問題でどこがとにかかるとかみたいなことの入り口論で手をこまねいているうちに虐待の実態が進行してしまったみたいなね、実態もあるということとそう言ったことがないような体制整備を作っていくか、本当に屋上屋と言いますか何のために法律ができたのかわからなくなってしまうというようなことが話し合われております。その中でポイントになるのは、児童福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課という形で行政単位でどうしても分かれてしまうわけなんですけれども、虐待防止、しかも市町村実施という観点で言うと一体として動かないと世帯支援という観点からしても非常に非効率的でありますし、

実効的でないんですね。ワーキングチームの中で、実は成年後見制度利用支援事業をもう少し使いやすいように具体的なガイドラインを作っていこうというのが1つ課題となっているわけですが、これも具体的には高齢者の方で介護保険分野の地域生活支援事業の中でこれをどうしていくのかという問題、それから若年障がい者の問題をどうしていくのかという問題これを1つのテーブルで話し合っていないと、片方は介護保険で話し合っていて、片方障がいだけで話し合っていてすり合わせがないと全く実効性がなくなってしまうという問題があるんですね。その辺のところでは、是非市の方に英断していただいてですね、児童、高齢、障がいという風な分野を外した検討会というのをですね是非実行していただきたい。そういう風な形でワーキングチームの設置をできないかという提案をしたいという風に思っているところなんですけれども、これは虐待防止法だけにとどまらず、これから今回の障がい福祉計画の中で言われている共生社会という実現のことを課題に沿って現実に行っていくとすると一番ポイントになる分野だと思うんです。その辺のところではここは障がい者自立支援協議会という障がい者福祉施策の中での検討会ではありますが、是非これを本当の意味でのセーフティネット形成につながるような形で色々なシステムを作っていただくようお願いしたいなという風に思います。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。非常に貴重なご指摘、ご意見だったと思いますので是非事務局の方でもそのような形で進めていただけるかどうかご検討いただければと思います。他にございますでしょうか。高野委員。

○高野委員 地域包括支援センターの高野と申します。先ほど竹田委員の方から権利擁護部会について児童、障がい、高齢者を外した虐待防止を対応できるような支援体制という提言が1つありました。参考資料の方に障がい者地域自立支援協議会の東区の事例報告の方をご覧いただければと思うんですけれども、このケースにおきましても元々地域包括支援センターの高齢者虐待として取り組んでいたケースなのかなという風に私お見受けしたんですけれども、同居している長男さんも障がい者ということで、1つの世帯をみたとしても高齢、障がい、児童という風にして、まとまった支援体制の構築が必要なのかなという風に私の方も考えております。ですので、今後虐待防止という大きな観点におきましても高齢者支援の立場からしても高齢、障がい、児童この枠を外した取り組みをしていけるような支援体制を作っていただければという風に考えております。ありがとうございます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。竹田委員、さらに追加で。

○竹田委員 すみません。先ほど運営協議会の方の事務局会議の報告で本当は発言したかったんですけれども、全体が終わらないと発言すると申し訳ないと思ってちょっとペンディングさせていただいていたんですが、第5回目の平成24年1月24日の報告の中で来

年度の区の自立支援協議会の委員の当事者参加について協議されて、平成24年、25年度の区自立支援協議会委員についてを発出したという形で報告があるんですけども、既にこれ決まってしまったのかもしれませんが、私やっぱり当事者参加というのが新潟市の自立支援協議会としてどうしてもウィークポイントだと思うんですね。こうやってみても当事者が極めて少ない。やはりこの中に当事者が入ってきてないと、我々が気がつかないところを落としていっているんだろうなという気がして、不安でならないわけですね。そのへんのところでこの内容がどんな感じになっているのか少し補足いただければありがたいなど。

○山賀会長 事務局ご発言いただけますか。

○障がい福祉課介護給付係長 お答えいたします。この当事者参画の課題につきましては今年度各会議でも議論になっております。区の自立支援協議会の選任につきましてはできる限り当事者を参画させていただきたいという風に区にお願いしております。ただし、区にもこれまでやってきた経緯ということもありますし、できる限り当事者の方々の意見交換を持てる場を含めて考えてほしいということも申し添えております。どうしても委員につきましては区の実態等ありましてできる限り参画をさせていただきたいというお願いを強くしているところでありますけれども、これも運営事務局会議の中で話がされましたけれども、あくまでも意見をどういう風に抽出するかということも含めて考えていきたいということになって、区からも回答が来ております。

○竹田委員 今のところ具体的な形ではなくて各区にまかされた形になっているということでしょうか。

○障がい福祉課介護給付係長 はい。

○竹田委員 だとすれば私からは是非お願いしたいんですけども西蒲区の方では西蒲区の自立支援協議会の全体会と全体会の中に必ず1回は当事者ミーティングの場を作って、そこで出てきた意見をその全体会の中にフィードバックできるようにというシステムを作るということでシステム構築にかなり力を注いできました。そういう形で動いていこうと西蒲区の自立支援協議会はシステムを作ってきたんですけども、やはりその中で公共交通機関、特に町村部におけるところの高速バスの近くに点字ブロックが無くて視覚障がいの方が使えないとかですね、やはり中心部と町村部のあまりにも障がいのある方に対する社会資源の違いの問題というような問題があがったり、先ほど相談支援部会の方で出されてきました18歳から40歳以下までの障がい当事者が健康診断体制が無いために重度の末期がんになっていることを発見できずにみすみす亡くなるのをみているしかなったと

というような悲しい体験を含めてですね、そういった意見というのは当事者ミーティングの中で出てきたことなんですね。もう1つ出てきたのが公的な会議の参加をしたくてもなかなか参加できない。それを何とか保障してもらえないかみたいな声も出てきました。そういった声は当事者ミーティングの場がなければ私たちが想像で出しえない問題なんですね。是非全区においてそういう風な場を各区の皆さんは作っていただきたいということで、提案して終わりたいと思います。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。おそらく多様な参加の方法があるんじゃないかという風に話を伺って思いましたので、委員としてということに限らずとにかく具体的な声を聞く場、挙げる場というものをどうやって保障していくのかというのを、多様な方法を考えていただきたいというご指摘だったと思いますので、よろしくお願いします。はい、もう時間も予定していた時間を若干過ぎたんですが、まだどうしてもというご発言されたい方いらっしゃいましたらいかがでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員 当事者をということについては皆様にご発言していただいて大変ありがたく思います。障がい者計画のですね23ページの下の方ですね、サービス基盤の充実の施策の方向性の中で施設入所待機者の解消に向けた施設整備などを継続的に推進していくための検討を行いますという記載がございます。新潟市においては地域移行が進めたとしても、行列がたたくさん続いていてすぐに満杯になってしまうという状況がこの計画を揉んできた施策推進協議会の中で共通の認識になったと思います。それを受けてこのような文言が入ったと思っていますので、どういう形かわかりませんがもちろんグループホーム、ケアホームの整備ということと、施設入所待機者が大量にいることに対しての手当てが必要かということ具体的に検討が始まるものと期待しておりますので、これについての具体化ということも要望したいと思います。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。最後、事務局の方で何かありますでしょうか。はい、大丈夫でしょうか。その他の方もこれで終わらせていただきます。全体の議事としては、今日は報告が非常に多かった部分もあったかと思えますけれども、今後の自立支援協議会の具体的な課題、計画、方向性なども報告されてたかと思えますので、今後の自立支援協議会の機能がですねより充実できるように願ひまして、議事の方を締めたいと思います。円滑な議事進行に皆さんからご協力いただきましてありがとうございました。以上で終わりたいと思います。